

## 「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
1	<p>「白岡市生涯学習センター条例（案）」としては、現状で良とする。今後の展開の中で明示されるであろう「運用規定」が重要と考えます。</p> <p>具体的に、運用のルールを明確化する必要があります。市民の立場で考えることは、</p> <p>①利用における公平性…幅広い利用者への開放</p> <p>②運用上の柔軟性…予約状況によっては、いつでも利用可能なこと</p> <p>運用規定策定に当たってはご検討ください。</p>	<p>施設の運営方法については、既に「(仮称)白岡市生涯学習施設管理運営計画」の中で、管理運営の基本方針、運営組織計画、施設管理計画、事業計画、広報計画等を取りまとめています。</p> <p>特に、「管理運営の基本方針」においては、「利用者ニーズに対応できる運営組織」「効率的・効果的な施設管理」「ボランティアによる運営支援」「施設の機能を生かした事業展開」の4項目を基本方針にしています。</p> <p>また、現在、施設の詳細な運営方法等を定める条例施行規則を策定中です。</p>
2	<p>1) 総論及び前提</p> <p>本条例の対象となる「白岡市生涯学習センター」は言うまでもないことであるが白岡市民が税負担の形で建設資金を拠出し、市民への便益の提供を目的として建設される、市民による市民の為の公共施設である。従ってこれの管理運営の前提として常に考慮され、重視されねばならないことは“市民主体（市民ファースト）”の観点であり原則である。</p> <p>2) 条例案中の疑問点・問題点の指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会があくまでも管理運営を担う市役所庁内組織（所轄・分掌）であって、教育委員会の管理運営に於いては教育委員会主体ではなくて、市民主体（市民ファースト）の原則が貫かれねばならない。</li> <li>・上記観点より条例案を精査した時、第6条、第7条第2項、第10条、第15条、で教育委員会が“必要があると認める</li> </ul>	<p>白岡市生涯学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、市民の生涯学習の振興及び普及を図るために設置する施設です。</p> <p>白岡市生涯学習センターは、市民のための施設であり、「すべての人たちが生涯を通じて楽しく学び、憩い、交流することができる生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点」を基本コンセプトにしています。</p> <p>第5条の「教育委員会は、必要があると認めるとき」については、施設・設備の維持管理や、図書館における蔵書の整理な</p>

## 「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	<p>とき” という条文が挿入・多用されている。これは教育委員会に判断の裁量を委ねている訳で、これが前記の市民主体（市民ファースト）の原則と矛盾しないかについては条例案上では判然とせず、担保もされていない。</p> <p>・第9条に於いて教育委員会は利用者の遵守事項を定める権限を有し、利用条件の変更、停止及び許可の取り消しの権限さえ</p>	<p>ど、施設の管理上必要となる臨時の休館日を想定しています。</p> <p>第6条の「教育委員会は、必要があると認めるとき」については、特別なイベント等の開催や、緊急な施設・設備の維持管理など、施設の管理上必要となる臨時の休館日を想定しています。</p> <p>第7条第2項の「センターの管理上必要があると認めるとき」については、例えば、利用者が許可を受けた機械、器具等を施設に持ち込む際、施設・設備を損傷しないように、一定の条件を付することなどを想定しています。</p> <p>第9条の「センターの管理上必要があると認めるとき」については、センターの本来の利用目的以外の利用や、他の利用者に迷惑を掛けるようなときなどを想定しています。</p> <p>第10条第1項の「センターの管理上必要があると認めるとき」については、センターの設置目的に反する利用や、他の利用者に迷惑を掛けるようなときなどを想定しています。</p> <p>第15条の「特に必要があると認めるとき」については、公共の福祉の増進に寄与する利用と認められるときなどを想定しています。</p> <p>第16条第1号の「センターの管理上特に必要がある」については、例えば、急な設備の故障等で当日になって施設が利用できない場合などを想定しています。</p> <p>第9条の「利用者の遵守事項」については、センターの安全・適正な利用を確保するため、センターの本来の利用目的以外の</p>

## 「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	<p>も付与されているが、これが市民主体（市民ファースト）の原則と矛盾しないか、原則が担保されるのかも判然としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13条においても“恐れがある者”という表現があるが、これも教育委員会の裁量を認めるもので上記と同様の疑問と問題点が指摘される。</li> <li>・第17条（委任）の内容が判然とせず、必要事項は条例に拠らず教育委員会規則で定めるなどという条文は不要であり削除すべきである。</li> </ul> <p>3) 提言</p> <p>上記市民主体（市民ファースト）の原則と条例案中の疑問点・問題点の指摘を踏まえて以下の通り提言を行いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会は管理運営の所轄・分掌者であり、上部機関として「白岡市生涯学習センター管理運営委員会」を設置する。</li> </ul>	<p>利用や、他の利用者に迷惑を掛けるようなときなどに、適宜な指示をすることを想定しています。</p> <p>また、第10条第1項の「利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可の取消しをする」については、センターの設置目的に反する利用や、他の利用者に迷惑を掛けるようなときなどに、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可の取消しをすることを想定しています。</p> <p>第13条の「センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者」については、暴力的な行為をする者、泥酔した者など、センターの安全・適正な利用を妨げる者や、他の利用者に迷惑を掛けるおそれがある者に対し、入館の禁止等を命ずることなどを想定しています。</p> <p>第17条の「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める」については、条例では基本的な事項を規定し、具体的な事項は条例施行規則で規定する必要があります。</p> <p>現在、社会教育法等の規定に基づき委嘱している社会教育委員などを始めとする諮問機関に、センターの管理運営、事業計画等に関する意見等を頂戴することとしています。</p>

「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	<p>委員会のメンバーは生涯学習施設のステークホルダーである市民、市民団体、市役所各セクション、社会福祉協議会等で構成し施設の管理運営について、市民主体（市民ファースト）の原則を踏まえて、事前及び、事後に於いて管理運営が適切になされているかどうかをチェックし、管理者である教育委員会に対し随時指示・指導・命令する権限を付与する。施設の管理運営の透明性・公平性確保の役割を担うと共に、利便性向上の為の施策を協議し提言する事も可能とする。本委員会の設置については新たな条例化が必要になると思われるが、本条例案の中で設置についての条文が入れられないか検討が必要である。</p>	
3	<p><b>【利用日と貸し出し受付日について】</b>            当該条例を一読し、利用日の1ヶ月前から受付するかの記載が見受けられませんでした。記載の必要性はありませんでしょうか。</p>	<p>施設の利用申請の受付期間については、他の公共施設の受付期間を参考に、貸し出す施設の規模に応じて、6か月前、3か月前及び1か月前のような詳細の受付期間を条例施行規則の中で定めてまいります。</p>
4	<p>私達サークルは活動を始めて4年目になる、お子さんとお母さんの為の「子育てサークル」です。            スタッフは全員ボランティアで、週一回、コミュニティセンターで歌や手遊び、制作、紙芝居等、幼稚園・保育園に入園前の親子で友達作りや集団生活の基礎を体験しながら身に付く様なプログラムを実践しています。            5月からの今年度も71組の親子の参加申込みがあり、準備をしています。</p>	

## 「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	<p>その中で開催場所が定着できずに困っています。今使用しているコミュニティセンターは、駐車場の数や場所が少なく、又遠い（建物から）為、小さな子供連れの参加の方が雨の日などとても不便です。「はびすしらおか」は会議室ということで、音が出る物や子供の声等迷惑になるという事で、利用しにくいのが現状です。</p> <p>新しく出来る施設は、はびす、コミセンとは違う使い方が出来ると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協に登録している団体の利用料金を出来るだけ安くしてほしい（コミセンははびすに比べて高い）</li> <li>・大きい声を出したり、ボール遊びをしても大丈夫な施設かな。</li> <li>・大人の数と子供の数に関係なく、利用料金を免除してほしい。</li> </ul>	<p>白岡市生涯学習センターは、身障者用駐車場3台分を含む、全125台分の駐車場を設置する予定です。</p> <p>利用料金（使用料）については、公共の福祉の増進に寄与する利用と認められるときに、減額・免除することができることを条例施行規則の中で定めてまいります。</p> <p>施設の1階フロア中央の木漏れ日広場や図書館開架スペース等の共用部分は、他の利用者の迷惑になるため難しいと考えられますが、集会室や音楽・軽スポーツ室については、遮音性があり、市民の皆様に幅広く利用していただけるよう可能な限り利用制限を設けないこととしてまいります。</p> <p>利用料金（使用料）については、公共の福祉の増進に寄与する利用と認められるときに、減額・免除することができることを条例施行規則の中で定めてまいります。【再掲】</p>

「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約はネットでできるように。</li> <li>・利用料金を支払う際、おつりが出ないようにぴったりの額で請求されたことは不便。</li> <li>・「談話スペース」での食事をする時、許可が必要なく、気軽に誰でも使えるようにして欲しい。（コミセンは許可が必要で、人数を記入している）</li> </ul> <p>色々書きましたが、新施設が出来るのを楽しみにしています。</p>	<p>施設の予約については、インターネットでも予約ができる既存の「公共施設予約システム」を利用する予定です。</p> <p>「おつり」については、お札等での支払いに対応できるよう十分な釣銭を用意し、対応します。</p> <p>許可なく飲食が可能な「市民活動・交流スペース」を設ける予定です。</p>
5	<p>（第5条第1項） よく利用する久喜図書館（県立）と白岡市が同じ休館日になるのは利用上困る。現在の曜日（水曜日）で特に不都合を感じていない。 月曜休館は特に幼児、児童が月曜日に近隣で利用できないことになる。</p> <p>（第6条第1項） 平日及び土曜日は、午前から午後8時まで（利用が少なければ7時に変更しても）</p> <p>（第6条第2項） 平日及び土曜日、日曜日、祝日は、午前から午後9時（芸術鑑賞は土日、祝日に行くことが多く、対象が中学生以上のもの</p>	<p>利用者の利便性を図るため、中央公民館や東児童館と休館日が重ならないこと、近隣市町の図書館と可能な限り重ならないよう検討を行った結果、現図書館において、利用者数が比較的少ない月曜日を休館日と設定いたしましたので御理解願います。</p> <p>開館時間については、市内既存施設や近隣市町の類似施設の状況を考慮しつつ、利用者サービスと施設の維持管理費等を勘案して設定いたしましたので御理解願います。</p>

「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	<p>は利用時間が夕方以降が多い。他の市町村の施設でも夜9時までの利用可能な所が多い)</p> <p>(第16条)</p> <p>予約した後に災害ややむを得ない事情で利用ができない場合、既存の施設同様、別日に振替可能がよい。</p> <p>別表（14条関係）</p> <p>備考において割増料金の規定がわかりづらい。営利（宣伝）か否かは誰が決定するのか。過去に芸術鑑賞を営利と評価された。</p>	<p>例えば、急な設備の故障等で当日になって施設が利用できない場合などについては、市内既存施設の状況を踏まえ、振替え等の対応を行ってまいります。</p> <p>別表の割増料金については、法令用語のルールに基づき規定していますので御理解願います。</p> <p>なお、営利か否かについては、利用目的等を基に教育委員会が判断します。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の休館日を火曜日とすることを提案します。(理由：近隣の図書館の休館日が月曜であるため、利用率の上昇が期待できる)</li> <li>・白岡・新白岡駅での返却が可能なようにしてほしいです。</li> <li>・第7条1項の数字が欠けているので訂正した方がよい</li> </ul>	<p>利用者の利便性を図るため、中央公民館や東児童館と休館日が重ならないこと、近隣市町の図書館と可能な限り重ならないよう検討を行った結果、現図書館において、利用者数が比較的少ない月曜日を休館日と設定いたしましたので御理解願います。【再掲】</p> <p>市内公共施設での「取次ぎサービス」を検討しています。</p> <p>法令規定のルールとなっていますので御理解願います。</p>
7	<p>夏と冬の利用時間を変えたほうが良い。</p> <p>夏は宿題をする場所として良いし、日の暮れる時間が遅いた</p>	<p>開館時間については、市内既存施設や近隣市町の類似施設の状況を考慮しつつ、利用者サービスと施設の維持管理費等を勘</p>

## 「白岡市生涯学習センター条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

受付 番号	意 見	意見に対する考え方
	め、夕方6時頃までが良い。 冬は日の暮れる時間が早いため、夕方5時頃までが良い。	案して設定いたしましたので御理解願います。【再掲】